

市第 20 号議案

「首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更することについての同意」について

首都高速道路における東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中のロードプライシングにつきましては、昨年の第 4 回市会定例会で、同意議決をいただきましたが、大会延期に伴う日程について、お諮りするものです。

1 議案の趣旨 (議案書 99 ページ)

首都高速道路株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第 7 項において準用する同条第 3 項の規定により、首都高速道路株式会社から本市の同意を求められたので、これに同意する。

2 提案理由 (議案書 101 ページ)

道路整備特別措置法第 3 条第 7 項において準用する同条第 4 項の規定により、本市が同意をしようとするときは、議会の議決を経なければならないため、提案する。

※根拠法令の条文は議案書 102～103 ページに記載

3 議案の概要

第 1 対象路線 (議案書 99 ページ)

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港 (中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで)
- (2) 神奈川県道高速湾岸 (金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで)
- (3) 横浜市道高速 1 号線 [三ツ沢線]
- (4) 横浜市道高速 2 号線 [狩場線]
- (5) 横浜市道高速湾岸線 [大黒線]
- (6) 横浜市道高速横浜環状北線
- (7) 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容 (議案書 99～101 ページ)

○次の事項を規定


東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の 1 年延期に伴う、ロードプライシング (料金によって交通量を変動させる施策) の適用期間

※ 適用期間以外の内容の変更はなし

○適用期間

令和 3 年 7 月 19 日から 9 月 5 日まで (ただし、8 月 10 日から 8 月 23 日までを除く)

《参考》これまでの経緯

<p>令和元年 12月</p>	<p>◆第4回市会定例会でロードプライシングを含む首都高料金(案)の同意議決(12/19)</p> <p>【ロードプライシングの概要(当初)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適用期間(旧日程) 令和2年7月20日から9月6日まで (ただし、8月11日から8月24日までを除く) ○料金上乘せ 適用範囲 都内区間 課金時間 6時～22時 通常料金に、1,000円を課金 ※マイカーを対象に適用 物流車両、障害者・福祉車両 などは対象外 ○夜間割引 適用範囲 首都高全線 割引時間 0時～4時 割引額 5割(全車種・ETC車対象) 
<p>令和2年 3月</p>	<p>◆東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期決定(3/24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大を受け、内閣総理大臣とIOC(国際オリンピック委員会)会長の電話会談にて、東京2020大会開催の「1年程度延期」合意 <p>◆東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の新たな開催日程決定(3/30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IOC、IPC(国際パラリンピック委員会)、東京2020組織委員会、東京都、日本国政府により、「東京2020大会の新開催日程」が発表 <p>【新開催日程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オリンピック : 令和3年7月23日から8月8日まで ○パラリンピック : 令和3年8月24日から9月5日まで
<p>4月</p>	<p>◆首都高速道路における料金施策の適用期間の変更 (4/20 東京2020大会・輸送連絡調整会議にて報告)</p> <p>【適用期間の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○変更前 令和2年7月20日から9月6日まで (ただし、8月11日から8月24日までを除く) ○変更後 令和3年7月19日から9月5日まで (ただし、8月10日から8月23日までを除く) <p>◆首都高速道路(株)から横浜市に「高速道路事業許可の変更」の同意申請(4/21)</p>